

○茅ヶ崎市個人情報保護条例

平成8年3月25日

条例第10号

目次

- 第1章 総則(第1条～第5条)
- 第2章 実施機関における個人情報の取扱い(第6条～第16条)
- 第3章 開示、訂正及び利用停止の請求権(第17条～第39条)
- 第4章 不服申立て(第40条～第45条)
- 第5章 雑則(第46条～第52条)
- 第6章 罰則(第53条～第58条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることにかんがみ、市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(平13条例19・平15条例36・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報(個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 職員等 実施機関の地方公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下この号において同じ。)であって、議会の議員(議会の議員が、議会の議員以外の地方公務員として個人情報を取り扱う場合を除く。)以外のものをいう。
- (4) 行政文書 実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関において管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 図書館、美術館その他これらに類する施設(歴史的又は文化的な資料に係る事務を分掌する機関を含む。第46条第2項において同じ。)において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している図書、記録、図画その他の資料
 - ウ 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるもの
- (5) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。
 - ア 専ら文章を作成するための処理
 - イ 専ら文書又は図画の内容を記録するための処理
 - ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理
 - エ 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理
- (6) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(平13条例19・平19条例1・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について市民及び事業者(事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。次条において同じ。)の意識啓発に努めなければならない。

(平13条例19・平15条例36・平19条例1・一部改正)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益

の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護のための市の施策に協力する責務を有する。

(平13条例19・一部改正)

(市民の役割)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

(平19条例1・改称)

(取扱いの制限)

第6条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき又はあらかじめ茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 人種及び民族
- (3) 犯罪歴
- (4) 社会的差別の原因となる社会的身分

(平13条例19・一部改正)

(個人情報取扱事務の登録)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書(市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員に関する個人情報で専らその職務の遂行に関するものが記録された行政文書で実施機関が定めるもの及び一般に入手し得る刊行物等を除く。第4号において「個人情報記録」という。))を使用する事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務を開始する年月日
- (4) 個人情報記録から検索し得る個人の類型
- (5) 前号の個人の類型ごとの次の事項

ア 個人情報を取り扱う目的

イ 個人情報の項目名及び前条各号に掲げる事項に関する個人情報を取り扱うときはその理由

ウ 個人情報の収集先及び収集の方法

エ 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨

オ 個人情報を利用し、又は提供する範囲、個人情報を提供するときは提供する個人情報の項目名及び第10条第1項に規定するオンライン結合により個人情報を提供するときはその旨

- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 実施機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、登録した事項を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該事項について意見を述べることができる。
- 4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を審議会に報告しなければならない。
- 5 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の縦覧に供さなければならない。

(平13条例19・平15条例36・平19条例1・一部改正)

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ、個人情報を取り扱う目的(以下「取扱目的」という。)を明確にし、収集する個人情報の範囲を当該取扱目的の達成のために必要な限度を超えないものとしなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令等の規定に基づき収集するとき。
 - (2) 本人の同意に基づき収集するとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて

収集するとき。

- (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。
 - (5) 他の実施機関から次条第1項各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。
 - (6) 審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより市の機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が行う当該事務又は事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外の者から収集することに相当な理由があることを実施機関が認めて収集するとき。
- 4 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その取扱目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急に必要があるとき。
 - (2) 取扱目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあるとき。
 - (3) 収集の状況からみて取扱目的が明らかであると認められるとき。
- 5 実施機関は、第3項第3号又は第6号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る取扱目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。
- 6 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第3項第2号の規定に該当して収集されたものとみなす。

（平13条例19・平15条例36・平19条例1・一部改正）

（利用及び提供の制限）

- 第9条 実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
 - (2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき又は本人に提供するとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
- 2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定に該当して個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。
- 3 実施機関は、第1項ただし書の規定により個人情報を提供する場合（本人に提供する場合を除く。）において、必要があると認めるときは、個人情報の提供を受ける者に対し、個人情報の利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又は個人情報の漏洩^{えい}の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（平13条例19・平15条例36・一部改正）

（オンライン結合による提供）

- 第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。）による個人情報の提供を行ってはならない。
- 2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

（安全性、正確性等の確保措置）

- 第11条 実施機関は、その保有する個人情報の漏洩、滅失及び毀^き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関は、取扱目的に必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確、完全かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

（平13条例19・平15条例36・平19条例1・一部改正）

（職員等の義務）

- 第12条 職員等は、職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（平13条例19・平19条例1・一部改正）

（取扱い等の委託等）

第13条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を実施機関以外の者に委託するときは、当該契約において、個人情報の適切な取扱いについて当該委託を受けた者（以下「受託者」という。）が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理の業務を通じて取得した個人情報を適切に取り扱わせるため、必要な措置を講じなければならない。

（平13条例19・平15条例36・平19条例1・一部改正）

（受託者等による個人情報の取扱い）

第14条 第11条第1項の規定は、受託者が受託に係る業務を行う場合及び指定管理者が公の施設の管理を行う場合について準用する。

（平19条例1・追加）

（受託業務等に従事する者の義務）

第15条 第13条第1項に規定する受託に係る業務又は同条第2項に規定する公の施設の管理に係る業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（平19条例1・追加）

（廃棄）

第16条 実施機関は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄しなければならない。ただし、歴史的又は文化的な資料に係る事務を分掌する機関において当該機関の設置目的のために保存されることとなる個人情報については、この限りでない。

（平13条例19・追加、平19条例1・旧第14条繰下）

第3章 開示、訂正及び利用停止の請求権

（平15条例36・改称）

（個人情報の開示請求権）

第17条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示の請求」という。）をすることができる。

（平12条例5・一部改正、平13条例19・旧第14条繰下・一部改正、平15条例36・一部改正、平19条例1・旧第15条繰下・一部改正）

（開示の請求の手續）

第18条 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求に係る個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 開示の請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 開示の請求に係る個人情報の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求をしようとする者が当該開示の請求に係る個人情報の本人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示の請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

（平13条例19・一部改正、平19条例1・旧第17条繰下・一部改正）

（個人情報の開示義務）

第19条 実施機関は、開示の請求があったときは、第24条第2項及び第3項に規定する方法により当該開示の請求に係る個人情報の開示をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示の請求に係る個人情報について開示をすることが次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができる。

(1) 開示の請求の対象となった個人情報に開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）が含まれる場合であって、開示請求者に開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがあると認められるとき。

(2) 開示の請求の対象となった個人情報に法人等に関して記録された情報又は個人が営む事業に関して記録された情報が含まれる場合であって、開示請求者に開示をすることにより、当該法人等又は当該個人が有する競争上の正当な利益を侵すこととなると認められるとき。

(3) 開示の請求の対象となった個人情報が個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支

障が生ずるおそれがあるとき。

- (4) 開示の請求の対象となった個人情報が市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関するものであって、開示請求者に開示をすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該審議、検討又は協議に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (5) 開示の請求の対象となった個人情報が市の機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関するものであって、開示請求者に開示をすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - ア 監査、検査又は取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- (6) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、開示請求者に開示をしないことが必要であると認められるとき。
- (7) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国若しくは県の機関の指示により、本人に開示をすることができないとされているとき。
- (8) 未成年者の法定代理人による開示の請求がなされた場合であって、開示の請求の対象となった個人情報の開示をすることが当該未成年者の利益に反すると認められるとき。

(平19条例1・追加)

(個人情報の存否に関する情報)

第20条 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、前条第2項各号のいずれかに該当し、不開示とすべき情報の開示をすることとなる場合は、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒むことができる。

(平19条例1・追加)

(開示の請求に対する決定等)

第21条 実施機関は、開示の請求があったときは、当該開示の請求があった日から起算して15日以内に、当該開示の請求について開示又は不開示の決定をしなければならない。ただし、第18条第3項の規定による補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、その旨を開示請求者に書面により通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、開示の請求に係る個人情報の全部又は一部の開示を拒むとき(前条の規定により開示の請求を拒むとき及び開示の請求に係る個人情報を実施機関が保有していないときを含む。)は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該個人情報の開示を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 5 開示の請求に係る個人情報著しく大量であるため又は当該個人情報の検索に著しく日時を要するため、開示の請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示又は不開示の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示の請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示又は不開示の決定をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示又は不開示の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示又は不開示の決定をする期限

(平13条例19・一部改正、平19条例1・旧第18条繰下・一部改正)

(事案の移送)

第22条 実施機関は、開示の請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示又は不開示の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書

面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示の請求についての開示又は不開示の決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示の請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示の決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（平19条例1・追加）

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第23条 開示の請求に係る個人情報に市及び開示請求者以外の者（以下この条、第41条及び第42条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示又は不開示の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（平19条例1・追加）

（開示の実施）

第24条 実施機関は、第21条第1項の規定により開示の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の開示をするものとする。

- 2 個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

（1） 行政文書のうち文書又は図画に記録されている個人情報 当該文書又は図画の閲覧又は写しの交付

（2） 行政文書のうち電磁的記録に記録されている個人情報 当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関の定める方法

（3） 行政文書以外の物に記録されている個人情報 前2号に規定する方法に準じた方法

- 3 実施機関は、開示の請求に係る行政文書に記録されている個人情報の開示をする場合であつて、前項に規定する方法によると、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、当該行政文書を複写したものにより開示をすることができる。

- 4 個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る個人情報の本人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

（平13条例19・一部改正、平19条例1・旧第19条繰下・一部改正）

（開示の請求の特例）

第25条 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第18条第1項の規定にかかわらず、開示の請求は、口頭により行うことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定によりあらかじめ定めた個人情報について開示の請求があつたときは、第21条及び前条第1項の規定にかかわらず、開示又は不開示の決定をしないで、速やかに、同条第2項及び第3項に規定する方法により開示をするものとする。

（平13条例19・追加、平19条例1・旧第20条繰下・一部改正）

（費用負担）

第26条 第24条第2項及び第3項の規定による開示をするに当たり、行政文書（複写したものを含む。）その他の物の写し等の交付を行う場合にあっては、当該写し等の交付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

（平13条例19・追加、平19条例1・旧第21条繰下・一部改正）

（個人情報の訂正請求権）

第27条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報について事実には誤りがあると認めるときは、その訂正（削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

- 2 第17条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正の請求」という。）について準用する。

（平13条例19・旧第20条繰下・一部改正、平19条例1・旧第22条繰下・一部改正）

（訂正の請求の手続）

第28条 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の請求に係る個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- （1） 訂正の請求をしようとする者の氏名及び住所

- (2) 訂正の請求に係る個人情報の内容
- (3) 訂正を求める箇所及び訂正の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第18条第2項及び第3項の規定は、訂正の請求について準用する。
(平13条例19・旧第21条繰下・一部改正、平19条例1・旧第23条繰下・一部改正)
(個人情報の訂正義務)
- 第29条 実施機関は、訂正の請求があった場合において、当該訂正の請求に理由があると認めるときは、当該訂正の請求に係る個人情報の取扱目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。
(平19条例1・追加)
(個人情報の存否に関する情報)
- 第30条 第20条の規定は、訂正の請求について準用する。この場合において、同条中「開示の請求」とあるのは「訂正の請求」と、「前条第2項各号」とあるのは「第19条第2項各号」と読み替えるものとする。
(平19条例1・追加)
(訂正の請求に対する決定等)
- 第31条 実施機関は、訂正の請求があったときは、当該訂正の請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定をしなければならない。ただし、第28条第3項において準用する第18条第3項の規定による補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項の規定により訂正をする旨の決定をしたときは、当該訂正の請求に係る個人情報の訂正をした上、当該訂正の請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に訂正の内容及び訂正の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により訂正をしない旨の決定をしたときは、当該訂正請求者にその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 5 第21条第5項の規定は、訂正の請求に対する決定について準用する。この場合において、同項中「開示の請求」とあるのは「訂正の請求」と、「45日」とあるのは「60日」と、「開示又は不開示の決定」とあるのは「訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定」と、「開示請求者」とあるのは「訂正請求者」と読み替えるものとする。
(平13条例19・旧第22条繰下・一部改正、平15条例36・一部改正、平19条例1・旧第24条繰下・一部改正)
(事案の移送)
- 第32条 第22条の規定は、訂正の請求について準用する。この場合において、同条中「開示の請求」とあるのは「訂正の請求」と、同条第1項中「開示又は不開示の決定」とあるのは「訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定」と、「開示請求者」とあるのは「訂正請求者」と、同条第2項中「開示又は不開示の決定」とあるのは「訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定」と、同条第3項中「個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示の決定」という。)」とあるのは「個人情報を訂正する旨の決定」と、「開示の実施」とあるのは「訂正の実施」と読み替えるものとする。
(平19条例1・追加)
(個人情報の提供先への通知)
- 第33条 実施機関は、第31条第2項の規定により個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。
(平19条例1・追加)
(個人情報の利用停止請求権)
- 第34条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができる。
 - (1) 第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第8条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたものであるとき又は第9条第1項の規定に違反して利用されているとき
当該個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第9条第1項又は第10条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
 - (3) 第16条の規定に違反して保存されているとき 当該個人情報の消去

- 2 第17条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止の請求」という。）について準用する。

（平15条例36・追加、平19条例1・旧第25条繰下・一部改正）

（利用停止の請求の手続）

- 第35条 利用停止の請求をしようとする者は、当該利用停止の請求に係る個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 利用停止の請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止の請求に係る個人情報の内容
- (3) 利用停止を求める箇所及び利用停止の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 第18条第2項及び第3項の規定は、利用停止の請求について準用する。

（平15条例36・追加、平19条例1・旧第26条繰下・一部改正）

（個人情報の利用停止義務）

- 第36条 実施機関は、利用停止の請求があった場合において、当該利用停止の請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止の請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の取扱目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（平19条例1・追加）

（個人情報の存否に関する情報）

- 第37条 第20条の規定は、利用停止の請求について準用する。この場合において、同条中「開示の請求」とあるのは「利用停止の請求」と、「前条第2項各号」とあるのは「第19条第2項各号」と読み替えるものとする。

（平19条例1・追加）

（利用停止の請求に対する決定等）

- 第38条 実施機関は、利用停止の請求があったときは、当該利用停止の請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定をしなければならない。ただし、第35条第2項において準用する第18条第3項の規定による補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の規定により利用停止をする旨の決定をしたときは、当該利用停止の請求に係る個人情報の利用停止をした上、当該利用停止の請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に利用停止の内容及び利用停止の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたときは、当該利用停止請求者にその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 5 第21条第5項の規定は、利用停止の請求に対する決定について準用する。この場合において、同項中「開示の請求」とあるのは「利用停止の請求」と、「45日」とあるのは「60日」と、「開示又は不開示の決定」とあるのは「利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定」と、「開示請求者」とあるのは「利用停止請求者」と読み替えるものとする。

（平15条例36・追加、平19条例1・旧第27条繰下・一部改正）

（開示、訂正及び利用停止の請求の適用除外）

- 第39条 第17条から第26条までの規定は、他の法令等の規定により、行政文書の閲覧、縦覧等の手続が定められているとき、行政文書の謄本、抄本等の交付の手続が定められているときその他の第24条第2項及び第3項に規定する方法と同一の方法（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）による個人情報の開示の手続が定められているときにおける個人情報の開示については、適用しない。

- 2 第27条から第33条までの規定は、他の法令等の規定により、個人情報の訂正の手続が定められているときにおける個人情報の訂正については、適用しない。

- 3 第34条から前条までの規定は、他の法令等の規定により、個人情報の利用停止の手続が定められているときにおける個人情報の利用停止については、適用しない。

- 4 前3項に規定するもののほか、個人情報が次に掲げるものに記録されている場合にあっては、第17条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものであって、実施機関が取得したもの

- (2) 一般に入手し得る刊行物等であって、実施機関が取得したもの

（平10条例45・平13条例19・一部改正、平15条例36・旧第25条繰下・一部改正、平19条例1・旧第28条繰下・一部改正）

第4章 不服申立て

(平13条例19・追加)

(審査会への諮問)

第40条 第21条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、審査会の議を経て、当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 不服申立てに対する決定で、開示の決定(開示の請求に係る個人情報の全部の開示をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の開示をすることとするとき。
- (3) 不服申立てに対する決定で、訂正の請求に係る決定(訂正の請求に係る個人情報の全部の訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の訂正をすることとするとき。
- (4) 不服申立てに対する決定で、利用停止の請求に係る決定(利用停止の請求に係る個人情報の全部の利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の利用停止をすることとするとき。

(平13条例19・追加、平15条例36・旧第26条繰下・一部改正、平19条例1・旧第29条繰下・一部改正)

(諮問をした旨の通知)

第41条 前条の規定により審査会に諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示又は不開示の決定について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(平13条例19・追加、平15条例36・旧第27条繰下、平19条例1・旧第30条繰下・一部改正)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第42条 第23条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 開示の決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 不服申立てに係る開示又は不開示の決定(開示の請求に係る個人情報の全部の開示をする旨の決定を除く。)を変更し、当該決定に係る個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平19条例1・追加)

(審査会の調査権限等)

第43条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、第21条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の決定に係る個人情報が記録された行政文書の提示を求めることができる。この場合において、当該決定に係る行政文書の写しが作成されたときは、当該写しについては、前章及びこの章並びに茅ヶ崎市情報公開条例(昭和61年茅ヶ崎市条例第2号)第4条から第21条までの規定は、適用しない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 第1項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案の審議を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、参加人、諮問実施機関その他の関係者に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

(平13条例19・追加、平15条例36・旧第28条繰下・一部改正、平19条例1・旧第31条繰下・一部改正)

(意見の陳述等)

第44条 審査会は、不服申立人、参加人又は諮問実施機関から申出があったときは、当該不服申立人、参加人又は諮問実施機関に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

(平13条例19・追加、平15条例36・旧第29条繰下、平19条例1・旧第32条繰下・一部改正)

(提出資料の閲覧等)

第45条 不服申立人及び参加人は、諮問実施機関に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、諮問実施機関は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲

覧又は写しの交付を拒むことができない。

- 2 諮問実施機関は、前項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。
- 3 第1項の規定による意見書又は資料の写しの交付に要する費用は、これらの写しの交付を求める者の負担とする。

(平13条例19・追加、平15条例36・旧第30条繰下、平19条例1・旧第33条繰下・一部改正)

第5章 雑則

(平15条例36・旧第6章繰上)

(適用除外)

第46条 前3章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る同法第2条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報

(2) 統計法第52条第1項に規定する個人情報

(3) 図書館、美術館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している個人情報

(平13条例19・追加、平15条例36・旧第32条繰下、平19条例1・旧第34条繰下、平21条例3・全改)

(実施機関に対する苦情の処理)

第47条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、迅速かつ適正に処理するものとする。

- 2 実施機関は、前項の苦情を処理するに当たって必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(平19条例1・追加)

(出資法人等の責務)

第48条 市が出資その他財政上の援助を行う法人(以下「出資法人等」という。)は、個人情報の保護に努めなければならない。

- 2 実施機関は、出資法人等の個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な施策を講ずるものとする。

- 3 出資法人等で実施機関が指定するものは、この条例の趣旨にのっとり、その保有する個人情報の開示について、開示の申出の手続、開示の申出に係る回答に対して異議の申出があったときの手続その他必要な事項を定めた規程を整備し、当該規程を適正に運用するよう努めなければならない。

- 4 実施機関は、前項の規定による指定をした出資法人等に対し、同項に定める規程の整備、当該規程の適正な運用その他必要な事項の指導を行わなければならない。

- 5 第3項の規定による指定を受けた出資法人等は、開示の申出に係る回答に対して異議の申出があったときは、当該指定をした実施機関に対し、助言を求めることができる。

- 6 前項の規定による助言を求められた実施機関は、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

(平13条例19・旧第30条繰下・一部改正、平15条例36・旧第34条繰下、平19条例1・旧第37条繰下)

(国等との協力)

第49条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対して、協力を求めるものとする。

(平13条例19・旧第31条繰下・一部改正、平15条例36・旧第35条繰下・一部改正、平19条例1・旧第38条繰下)

(個人情報の保護に関する制度の改善等)

第50条 実施機関は、個人情報の保護に関する制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、審議会の意見を聴かななければならない。

(平13条例19・追加、平15条例36・旧第36条繰下、平19条例1・旧第39条繰下)

(運用状況の公表)

第51条 実施機関は、毎年、この条例の運用の状況について、公表するものとする。

(平13条例19・旧第33条繰下・一部改正、平15条例36・旧第37条繰下、平19条例1・旧第40条繰下)

(委任)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(平13条例19・旧第34条繰下、平15条例36・旧第38条繰下、平19条例1・旧第41条繰下)

第6章 罰則

(平15条例36・追加)

第53条 職員等若しくは職員等であった者又は第15条に規定する業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された行政文書（個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに限る。その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

（平15条例36・追加、平19条例1・旧第42条繰下・一部改正）

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た行政文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

（平19条例1・追加）

第55条 職員等が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

（平19条例1・追加）

第56条 前3条の規定は、茅ヶ崎市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

（平19条例1・追加）

第57条 受託者若しくは指定管理者の代表者又は受託者若しくは指定管理者の代理人、使用人その他の従事者が、その業務に関して第53条又は第54条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その受託者又は指定管理者に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（平19条例1・追加）

第58条 偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

（平15条例36・追加、平19条例1・旧第44条繰下）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。ただし、第6条ただし書、第8条第3項第5号及び第4項ただし書、第9条第1項第4号及び第2項ただし書中審議会の意見を聴くことに関する部分、第27条並びに附則第5項（別表中公文書公開審査会委員の項の次に加える改正規定のうち個人情報保護審議会委員に関する部分に限る。）の規定は、同年4月1日から施行する。

（茅ヶ崎市電子計算組織の運営に関する条例の廃止）

2 茅ヶ崎市電子計算組織の運営に関する条例（昭和54年茅ヶ崎市条例第1号。次項において「電算条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前の電算条例の規定による個人情報の閲覧、開示及び訂正又は削除については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、第7条第3項の規定中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあり、及び第10条第2項の規定中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「について、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて、これらの規定を適用する。

（茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

5 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成10年条例第45号）抄

1 この条例は、平成11年1月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第5号）抄

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第6号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第41号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にされた改正前の第14条第1項、第20条第1項又は第26条第1項の規定によ

る開示の請求、訂正の請求又は是正の申出でこの条例の施行の際まだその処理がされていないものについては、改正後の第15条第1項、第23条第1項又は第31条第1項の規定による開示の請求、訂正の請求又は是正の申出とみなす。

(茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部改正)

- 3 茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成10年茅ヶ崎市条例第44号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年茅ヶ崎市条例第11号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(茅ヶ崎市公文書の公開に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 5 茅ヶ崎市公文書の公開に関する条例の一部を改正する条例(平成13年茅ヶ崎市条例第5号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成15年条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第42条から第44条までの規定は、この条例の施行の日以後に行われた行為に対して適用する。
- 3 この条例の施行の前に行われた是正の申出については、なお従前の例による。

(茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部改正)

- 4 茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成10年茅ヶ崎市条例第44号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成19年条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第17条第1項、第23条第1項又は第26条第1項の規定によりされている開示の請求、訂正の請求又は利用停止の請求は、それぞれ改正後の第18条第1項、第28条第1項又は第35条第1項の規定による開示の請求、訂正の請求又は利用停止の請求とみなす。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部改正)

- 4 茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成10年茅ヶ崎市条例第44号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(茅ヶ崎市手数料条例の一部改正)

- 5 茅ヶ崎市手数料条例(平成12年茅ヶ崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(茅ヶ崎市表彰条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 茅ヶ崎市表彰条例等の一部を改正する条例(平成18年茅ヶ崎市条例第45号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成21年条例第3号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。